

● 目 次 ●

1. 虚偽誇大広告等禁止規定とは

..... 4

- Q1 健康増進法の虚偽誇大広告等禁止規定とは何ですか？
- Q2 健康保持増進効果等についての虚偽誇大広告等が規制されるのはなぜですか？
- Q3 「食品として販売に供する物」の範囲を教えてください。
- Q4 規定に違反した場合、どのような措置がとられるのですか？
- Q5 実際に規制の適用を受けるのは誰ですか？
- Q6 「健康食品」の表示については様々な規制があるようですが、どのようなものがありますか？

2. 規制の対象となる広告等

..... 8

- Q7 どのような表示内容が広告等に該当すると判断されるのですか？
- Q8 具体的な個別商品に関する情報が明示されていなければ、「特定の食品の商品名等が明らかにされていること」に該当しませんか？
- Q9 特定の会員に対してのみ発信される情報は、「一般人が認知できる状態であること」に該当するのでしょうか？
- Q10 テレビの健康情報番組で取り上げられた食品成分に関する内容を店頭で表示する場合、この放送内容は広告等に当たるのでしょうか？
- Q11 いわゆる「バイブル本」の健康増進法上の取扱いについて教えてください。